

腐り切った組織の実態を継続してウォッチする第六十一弾

神社本庁再生への道——その一十四 田中一打田体制は崩壊へ—正常化陣営は総力を挙げて自浄と改革へ突き進め

東京地裁で不当判決

昨年五月に開催された評議員会で、神社本庁の新しい理事が選任された。その後の臨時役員会で鷹司統理は、神社本庁を正常化するために、十数名の理事の中から新総長に芦原高穂氏（北海道・旭川神社宮司）を指名した。しかし田中前総長は、総長指名は役員会の議決がなければ無効であると主張し、新総長が決まらないなら規則の定めにより前任者が「なほ在任」しているとして、事実上総長の座に居座り続けてきた。

この理不尽な手口に対し芦原理事は、自分が総長の地位にあることを確認を求める訴えを東京地裁に起こしていたが、昨年十二月二十二日、芦原理事の請求を棄却する判決が下された。明らかに不当判決である。

判決の内容については次号で解説することにするが、芦原理事

事は当然、控訴すると思われる。

最終的に田中前総長側は、司法機関は平気でウソをつく人間た

ちには決して甘くないことを思

い知ることになるだろう。

（任）明治神宮が神社本庁復帰。

石川県・氣多大社が神社本庁を離脱。

▼平成二十五年 京都・梨木神社が神社本庁を離脱。

▼平成二十七年 神社本庁が百合丘職舎を（株）ディンブル・インターナショナルに廉価で売却。

却。

田中体制の二十年間で起きたこと

田中「なほ在任」総長は、副

総長も二期六年歴任している。

副総長就任は平成十六年であるから、田中一打田体制は実に二十年近く続いてきたことにな

る。その間、神社界では様々な事件が起こった。

▼平成二十九年 富岡八幡宮が神社本庁を離脱。百合丘職舎売却問題を巡り内部告発に関った

裁判決（三月）及び控訴審判決（九月）で、神社本庁は全面敗訴。

評議員多数が反対する中、上告を強行。

▼令和四年 地位保全裁判で最

高裁は上告を棄却。神社本庁の

全面敗訴で裁判終結（四月）。

五月の評議員会後の臨時役員会で、鷹司統理は芦原理事を総長に指名したが、田中前総長は旭年

の平成十五年、神社本庁は原

子力発電所の建設用地へ、神社

所有地の売却を拒否していた山

口県熊毛郡上関町・四代八幡宮元宮司による、姉である現宮司の惨殺事件が発生。

▼平成二十一年 大分・宇佐神宮で離脱騒動が勃発。

▼平成二十二年（田中氏総長就

藤原登（フリーライター）

回。

▼平成三十一年・令和元年 京

都・建勲神社が神社本庁を離脱。

三百五十社しかない有名神社

は原発建設を認可し、工事が進

みられた。

その後の東日本大震災を挟ん

だ経緯は省略するが、ここでは

原発に対する賛成や反対の意見

は、問題の本質ではない。最大

とし、三月末から約二か月間

事務所を閉鎖。各県神社庁は相

次いで本庁業務の正常化を要

望。神社本庁の藤原理事（岩手

県・盛岡八幡宮宮司）が自裁。

田文博会長の役回りも含めて、

神界を牛耳ってきた田中一

打田体制とは何であったのか、

芦原新体制にその究明を期待し

ていたが、一審敗訴で暫くお預

りになったのは残念である。

しかし、仮に一審で芦原理事

が勝訴したとしても、田中前総

長は控訴して居座りを続けたこ

とは間違いない。今、芦原理事

及び鷹司統理をはじめとする正

常化陣営にとって大切なこと

は、奇をてらわざ着実に態勢を

整えることだ。

今は、日本の国土に生きうけて

いる神道人の使命は、未来を担

う人たちが大御心のもとに万民

がついているとみるのは、筆者だ

けではないだろう。

今、日本の国土に生きうけて

氣づきや着想が生まれ、予想外

の展開になる筈だ。今の日本の

政治や社会の状況を見渡せば、

こうした手順を踏むことの大切

さは、よく理解できるだろう。

大きいに期待している。